

## 令和6年度第2回清瀬市みどりの環境保全審議会（要旨）

[日 時] 令和6年11月28日（火） 10:00～12:00

[場 所] 清瀬市役所本庁舎4階 研修室3

[出席者] 委員6名（2名欠席）

事務局3名 水と緑と公園課長、緑政係長、主任

### [議事次第]

1. 東京都緑地保全地域 林縁部伐採について
2. みどりの公有地化の基本方針について
3. 緑地環境保全区域の指定解除について
4. 現地視察（中里一丁目緑地）
5. その他

### [配布資料]

1. 次第
2. 資料1「委員名簿」
3. 資料2「みどりの公有地化の基本方針」
4. 資料3「緑地環境保全区域の指定解除について」
5. 資料4「中里一丁目緑地」

### 《1. 東京都緑地保全地域 林縁部伐採について》

#### 【事務局】

3つの場所で林縁部伐採を実施した（うち1部分は進行中）。

#### 【委員】

松山緑地保全地域で伐採が取り決めを超えて行われていた。業者作業には関係者立会での実施や、切る木にマークを付ける等が必要だと要望した。また、周知の方法の見直しや市民への適切な情報提供が重要である。市は公社と連携し、実際の伐採作業時に現地調査を含めて注意深く対応してほしい。

### 《2. みどりの公有地化の基本方針について》

#### 【事務局】

前回の会議で意見いただいたみどりの公有地化の基本方針の更新を市で改めて審議した結果、委員からの意見を踏まえて現状の方法が最適であると判断し、方針の変更を見送ることとした。今後も市としては柔軟に意見を取り入れながら進めていきたく、引き続き忌憚のない意見を求め

る。

**【委員】**

多くの意見を考慮した結果だと理解し、現状の方針で進める方向性に同意するとともに、発案を意識しながら進めていただきたい。審議会がその意見交換の場として重要である。

《3. 緑地環境保全区域の指定解除について》 資料2について

**【事務局】**

所有者の都合により、中里四丁目にある約783㎡の緑地環境保全区域の指定解除の申請があり、地権者は資金の必要性から緑地の解除と売却を希望している。予算にも限りがあり、この緑地の総合判定評価が低く（C評価）手入れがなく、市として緑の保全を進めているが、購入にも根拠が必要な為、優先度は低い。

**【委員】**

地権者の個人的な理由による指定解除は避けられない。現地調査でも手入れが不十分で、個人の財産であることに理解はしている。緑の回廊として動物の移動や生活圏を確保する為に、無くなって一部の植生物が絶滅していくことを念頭に置きながら、対応を進めてほしい。

《4. 現地視察（中里一丁目緑地）》 資料3について

《5. その他(委員からの質問)》

**【委員】**

せせらぎ公園で水がしばらく流れていない問題について聞きたい。せせらぎ公園は約500㎡で、現在管理棟が閉鎖されて水が止まっており、その影響で野鳥や魚などの生態系が影響を受けている。地域の人々が心配しており、再度水を流すことで生態系が復活する可能性がある。なにか掲示をしてほしい。

**【事務局】**

せせらぎ公園の水は井戸から汲み上げているが、上流部分のモーターが壊れており修理に約4ヶ月の見込となっている。契約済みの為、1月中には修理が完了する可能性がある。生息地が枯れてしまい、地面の亀裂から水が抜ける可能性があるが、まだ原因は特定できていない。掲示については実施する。